▼ 居住誘導区域等はどこに定めるのか

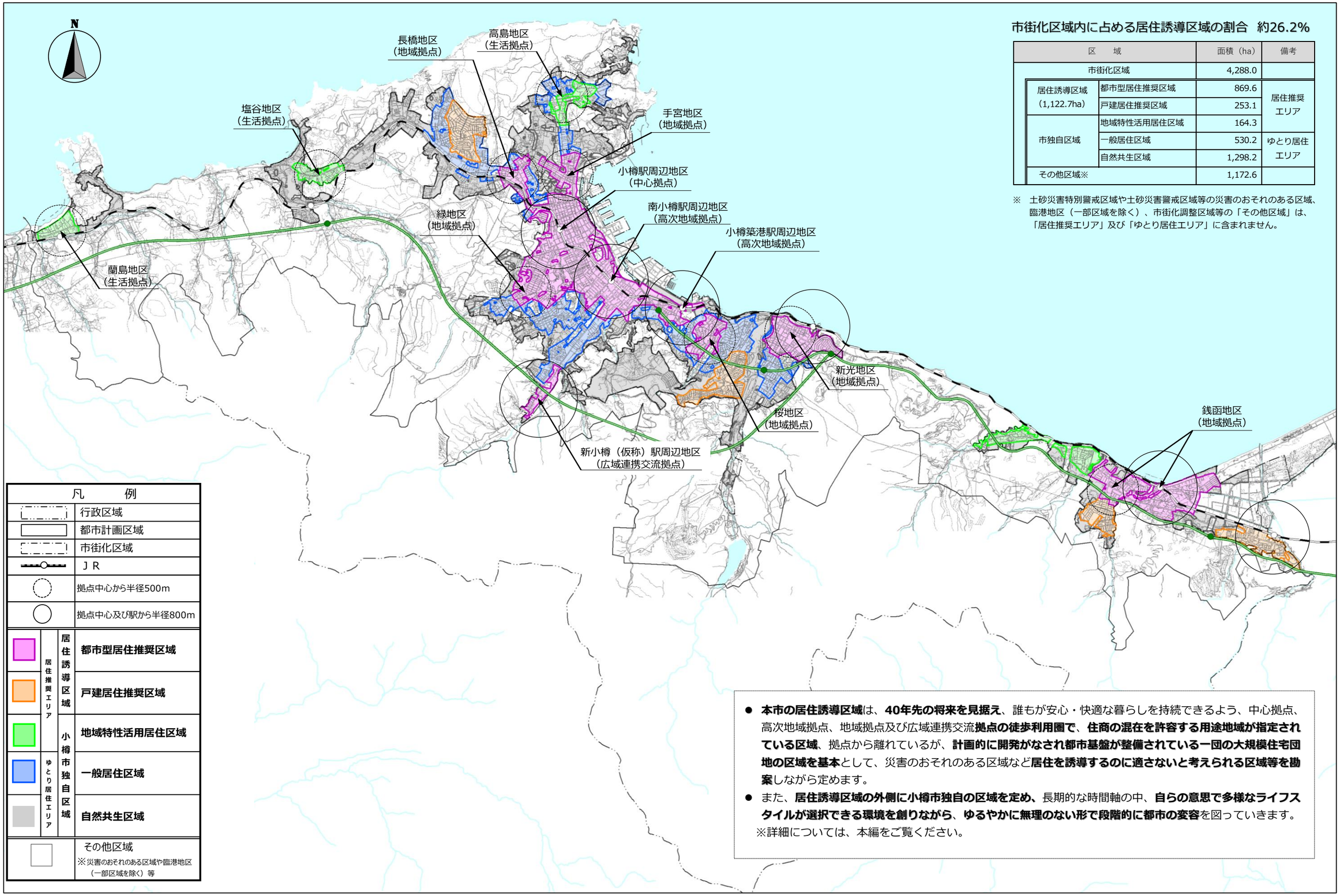

市街化区域内に占める居住誘導区域の割合　約26.2%

区　域		面積（ha）	備考
市街化区域		4,288.0	
居住誘導区域（1,122.7ha）	都市型居住推奨区域	869.6	居住推奨エリア
	戸建居住推奨区域	253.1	
市独自区域	地域特性活用居住区域	164.3	
	一般居住区域	530.2	ゆとり居住エリア
	自然共生区域	1,298.2	
その他区域※		1,172.6	

※　土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等の災害のおそれのある区域、臨港地区（一部区域を除く）、市街化調整区域等の「その他区域」は、「居住推奨エリア」及び「ゆとり居住エリア」に含まれません。

- **本市の居住誘導区域**は、**40年先の将来を見据え**、誰もが安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点、高次地域拠点、地域拠点及び広域連携交流**拠点の徒歩利用圏で**、**住商の混在を許容する用途地域が指定されている区域**、拠点から離れているが、**計画的に開発がなされ都市基盤が整備されている一団の大規模住宅団地の区域を基本**として、災害のおそれのある区域など**居住を誘導するのに適さないと考えられる区域等を勘案**しながら定めます。
- また、**居住誘導区域の外側に小樽市独自の区域を定め、**長期的な時間軸の中、**自らの意思で多様なライフスタイルが選択できる環境を創りながら、ゆるやかに無理のない形で段階的に都市の変容**を図っていきます。

※詳細については、本編をご覧ください。